

[略]

[略]

[略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第22号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成18年宮崎県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業報告書等の届出)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 前項の届出書には、省令第33条の2第1項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>定款又は寄附行為に定められた決算の承認に関する手続を経たことを証する書類</u></p>	<p>(事業報告書等の届出)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 前項の届出書には、省令第33条の2の12第1項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第51条第6項の規定による事業報告書等に係る理事会の承認手続を経たことを証する書類</u></p> <p>(2) <u>法第51条の2第3項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業報告書等に係る社員総会又は評議員会の承認手続を経たことを証する書類</u></p> <p>(3) [略]</p>
<p>(2) [略]</p> <p>(役員変更の届出)</p> <p>第34条 [略]</p>	<p>(役員変更の届出)</p> <p>第34条 [略]</p>
	<p>(地域医療連携推進法人の事業報告書等の届出)</p> <p>第35条 <u>法第70条の14において読み替えて準用する法第52条第1項の規定による届出は、地域医療連携推進法人事業報告書等届（別記様式第48号）によるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の届出書には、省令第39条の22において読み替えて準用する省令第33条の2の12第1項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第70条の14において準用する法第51条第6項の規定による事業報告書等に係る理事会の承認手続を経たことを証する書類</u></p> <p>(2) <u>法第70条の14において準用する法第51条の2第3項の規定による事業報告書等に係る社員総会の承認手続を経たことを証する書類</u></p>
	<p>(地域医療連携推進法人の解散の認可申請)</p> <p>第36条 <u>省令第39条の23の申請書は、地域医療連携推進法人解散認可申請書（別記様式第49号）によるものとする。</u></p>
	<p>2 <u>前項の申請書には、省令第39条の23各号に定めるもののほか、処分すべき財産の種類及び価格を証する書類を添付しなければならない。</u></p>
	<p>(地域医療連携推進法人の解散の届出)</p> <p>第37条 <u>法第70条の15において読み替えて準用する法第55条第8項の規定による届出は、地域医療連携推進法人解散届（別記様式第50号）によるものとする。</u></p>
	<p>2 <u>前項の届出書には、第28条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p>
	<p>(地域医療連携推進法人の清算中の清算人就職の届出)</p> <p>第38条 <u>法第70条の15において読み替えて準用する法第56条の6の規定による届出は、地域医療連携推進法人清算人就職届（別記様式第51号）によるものとする。</u></p>

<p>様式第35号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 定款又は寄附行為に定められた決算に関する手続を経たことを証する書類</p> <p>7 [略]</p> <p>8 法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類(社会医療法人のみ)</p> <p>9 純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び公認会計士又は監査法人の監査報告書(社会医療法人債を発行した社会医療法人のみ)</p> <p>[略]</p>	<p>2 前項の届出書には、清算人に係る登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>(地域医療連携推進法人の清算終了の届出)</p> <p>第39条 法第70条の15において読み替えて準用する法第56条の11の規定による届出は、地域医療連携推進法人清算終了届(別記様式第52号)によるものとする。</p> <p>(地域医療連携推進法人の定款の変更の認可申請)</p> <p>第40条 省令第39条の24第1項の申請書は、地域医療連携推進法人定款変更認可申請書(別記様式第53号)によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、省令第39条の24第1項から第3項までに定めるもののほか、変更後の定款を添付しなければならない。</p> <p>(地域医療連携推進法人の定款の変更の届出)</p> <p>第41条 法第70条の18第1項において読み替えて準用する法第54条の9第5項の規定による届出は、地域医療連携推進法人定款変更届(別記様式第54号)によるものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、第24条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>様式第35号 (第22条関係)</p> <p>[略]</p> <p>添付書類</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 関係事業者との取引の状況に関する報告書</p> <p>6 [略]</p> <p>7 法第51条第6項の規定による事業報告書等に係る理事会の承認手続を経たことを証する書類</p> <p>8 法第51条の2第3項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による事業報告書等に係る社員総会又は評議員会の承認手続を経たことを証する書類</p> <p>9 [略]</p> <p>10 社会医療法人にあっては、法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類</p> <p>11 社会医療法人債発行法人(法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人であって、当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除いたものをいう。)にあっては、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表</p> <p>12 法第51条第2項に規定する医療法人にあっては、純資産変動計算書及び附属明細表並びに公認会計士又は監査法人の監査報告書</p> <p>[略]</p>
--	---

別記様式第47号の次に次の7様式を加える。

様式第 48 号 (第 35 条関係)

地域医療連携推進法人事業報告書等届

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
 名称
 代表者職氏名
 電話番号

医療法第 70 条の 14 において読み替えて準用する同法第 52 条第 1 項の規定により、
 年度の事業報告書等を届け出ます。

資 産	総 額		内 容			
	(3) - (4)		(1)基本財産	(2)運用財産	(3)積極財産 (1)+(2)	(4)負 債
	円		円	円	円	円
役 員	理事定数	人 ()	監事定数	人 ()	医療連携 推進区域	区域

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 6 法第 70 条第 2 項第 3 号の支援及び法第 70 条の 8 第 2 項の出資の状況に関する報告書
- 7 純資産変動計算書及び附属明細表
- 8 監査報告書
- 9 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 10 法第 70 条の 14 において準用する法第 51 条第 6 項の規定による事業報告書等に係る理事会の承認手続を経たことを証する書類
- 11 法第 70 条の 14 において準用する法第 51 条の 2 第 3 項の規定による事業報告書等に係る社員総会の承認手続を経たことを証する書類

注意事項 「役員」の欄は、上段に定款に規定する定数を、下段の () に現員数を記入すること。

様式第49号 (第36条関係)

地域医療連携推進法人解散認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者職氏名

㊞

次のとおり、地域医療連携推進法人の解散の認可を受けたいので、医療法第70条の15において読み替えて準用する同法第55条第6項の規定により申請します。

開設している (廃止した)病 院、診療所又は 介護老人保健施 設	名 称				電話番号	
	所 在 地					
	廃止年月日	年 月 日				
解 散 予 定 年 月 日		年 月 日				
資 産	総 額	内 容				
	(3) - (4)	(1)基本財産	(2)運用財産	(3)積極財産 (1)+(2)	(4)負 債	
	円	円	円	円	円	
予 定 清 算 人	氏 名	住 所			電 話 番 号	

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 法又は定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 5 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類

様式第 50 号 (第 37 条関係)

地域医療連携推進法人解散届

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
清算人氏名 ㊟

次のとおり、地域医療連携推進法人を解散したので、医療法第 70 条の 15 において読み替えて準用する同法第 55 条第 8 項の規定により届け出ます。

医療法人の名称					
主たる事務所の所在地					
廃止した 病院、診 療所又は 介護老人 保健施設	名 称			電話番号	
	所 在 地				
	廃止年月日	年	月	日	
解 散 年 月 日		年	月	日	
解 散 の 事 由		(1) 定款をもって定めた解散事由の発生 (2) 社員の欠亡			
資 産	総 額	内 容			
	(3) - (4)	(1)基本財産	(2)運用財産	(3)積極財産 (1)+(2)	(4)負 債
	円	円	円	円	円
清 算 人	氏 名	住 所			電 話 番 号

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類

様式第 51 号 (第 38 条関係)

地域医療連携推進法人清算人就職届

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
名称
清算人氏名 ㊟

次のとおり清算人の異動があり、新たに清算人就職登記を行ったので、医療法第 70 条の 15 において読み替えて準用する同法第 56 条の 6 の規定により届け出ます。

区 分	氏 名	住 所	就 退 任 年 月 日
新 清 算 人		電 話 番 号	
旧 清 算 人		電 話 番 号	

添付書類 登記事項証明書

様式第 52 号 (第 39 条関係)

地域医療連携推進法人清算終了届

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地

名 称

清算人氏名

㊞

年 月 日付けで解散した当地域医療連携推進法人の清算は、年 月 日に
終了しましたので、医療法第 70 条の 15 において読み替えて準用する同法第 56 条の 11 の規定により
清算書を添えて届け出ます。

様式第 53 号 (第 40 条関係)

地域医療連携推進法人定款変更認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者職氏名

印

次のとおり定款の変更の認可を受けたいので、医療法第 70 条の 18 第 1 項において読み替えて準用する同法第 54 条の 9 第 3 項の規定により申請します。

変 更 内 容		変 更 の 理 由
変更前の条文	変更後の条文	

添付書類

- 1 定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- 2 定款の変更が新たに病院、診療所又は介護老人保健施設の開設に係るものである場合は、次に掲げる書類
 - ア 診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
 - イ 管理者となるべき者の氏名を記載した書面
 - ウ 変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 3 定款の変更が新たに第一種社会福祉事業に係る施設を開設しようとする場合は、次に掲げる書類
 - ア 従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
 - イ 管理者となるべき者の氏名を記載した書面
 - ウ 変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 4 変更後の定款

様式第 54 号 (第 41 条関係)

地域医療連携推進法人定款変更届

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者職氏名

㊟

次のとおり定款を変更したので、医療法第 70 条の 18 第 1 項において読み替えて準用する同法第 54 条の 9 第 5 項の規定により届け出ます。

変 更 内 容		変 更 の 理 由
変更前の条文	変更後の条文	

添付書類

- 1 定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- 2 変更後の定款

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第22条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する会計年度に係る医療法人の会計について適用し、この規則の施行の日前に開始した会計年度に係る医療法人の会計については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第23号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「措置権者」とは法第20条、第22条、第23条、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行う権限を有する者をいう。</p> <p>(負担金の決定)</p> <p>第3条 措置権者は、法第20条、第22条、第23条、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の3又は第7号から第7号の3までに規定する費用（以下「負担金」という。）の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(徴収費用の納期)</p> <p>第4条 徴収費用の納入期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 措置権者又は市町村長が法第22条本文の措置をとった場合における法第50条第6号又は第6号の3に規定する費用にあっては、当該措置の完了の日の属する月の翌月の末日</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(負担金額の再調査)</p> <p>第5条 措置権者は法第27条第1項第3号又は同条第2項の規定により措置され、現に児童福祉施設に入所している者の負担金の額の適否の調査を毎年7月1日に行わなければならない。ただし、特に必要と認める理由があるときは、適宜にこれを行うことができる。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分</td> <td style="width: 15%;">入所施設</td> <td style="width: 60%;">母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び自立援助ホーム</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考</td> </tr> </table>	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び自立援助ホーム	[略]			備考			<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「措置権者」とは、<u>法第20条第1項、第22条第1項、第23条第1項</u>、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行う権限を有する者をいう。</p> <p>(負担金の決定)</p> <p>第3条 措置権者は、<u>法第20条第1項、第22条第1項、第23条第1項</u>、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、<u>第6号の2</u>又は第7号から第7号の3までに規定する費用（以下「負担金」という。）の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(徴収費用の納期)</p> <p>第4条 徴収費用の納入期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 措置権者又は市町村長が<u>法第22条第1項本文</u>の措置をとった場合における法第50条第6号又は<u>第6号の2</u>に規定する費用にあっては、当該措置の完了の日の属する月の翌月の末日</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(負担金額の再調査)</p> <p>第5条 措置権者は、<u>法第27条第1項第3号の規定</u>による措置又は同条第2項の規定による委託により現に児童福祉施設に入所している者の負担金の額の適否の調査を毎年7月1日に行わなければならない。ただし、特に必要と認める理由があるときは、適宜にこれを行うことができる。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分</td> <td style="width: 15%;">入所施設</td> <td style="width: 60%;">母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、<u>児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考</td> </tr> </table>	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、 <u>児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム</u>	[略]			備考		
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び自立援助ホーム																	
[略]																			
備考																			
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、 <u>児童心理治療施設通所部及び自立援助ホーム</u>																	
[略]																			
備考																			

<p>1 [略]</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>なお、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関（入所に限る。）、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割り又は児童自立支援施設通所部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額であるものは、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限とし、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」の徴収金基準額とする。以下同じ。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額がその上限額を下回る場合は当該支払った額とする）を</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」及び「控除廃止の影響を受ける負担上限額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関（入所に限る。）、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割り又は児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額であるものは、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限とし、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」の徴収金基準額とする。以下同じ。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額がその上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）を</p>
--	--

。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は 0 円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は 0 円とする。

7 [略]

いう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は 0 円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は 0 円とする。

7 [略]

別表第 2（第 3 条関係）

[略]

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		療育医療
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)

[略]

備考

1 [略]

2 世帯階層区分の認定

① [略]

② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（所得税の額を計算する場合には、所得税法第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項から第 3 項まで、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 24 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（所得割の額を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323 条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする

別表第 2（第 3 条関係）

[略]

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		療育医療
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)

[略]

備考

1 [略]

2 世帯階層区分の認定

① [略]

② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」によって計算された所得税の額（所得税の額を計算する場合には、所得税法第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項から第 3 項まで、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 24 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条、所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 76 条第 1 項、第 77 条第 1 項及び第 2 項、第 80 条、第 81 条並びに第 82 条第 1 項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（所得割の額を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支

。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3・4 [略]

援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

3・4 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理通所施設通所部」に改める部分及び「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める部分に限る。）は、平成29年4月1日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第24号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和47年宮崎県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(変更の届出に添付する書類)</p> <p>第3条 省令第5条の3第1項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書には、同条第2項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる<u>変更</u>の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 商号若しくは名称、役員の氏名又は事務所の名称若しくは<u>所在地の変更</u> 省令第1条の2第1項第10号の書面（変更前と変更後の内容が分かるもの）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(登録に必要な実務経験)</p> <p>第8条 [略]</p>	<p>(変更の届出に添付する書類)</p> <p>第3条 省令第5条の3第1項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書には、同条第2項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる<u>変更等</u>の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 商号若しくは名称、役員の氏名又は事務所の名称の<u>変更</u>（<u>法人の場合に限る。</u>） 省令第1条の2第1項第10号の書面（変更前と変更後の内容が分かるもの）</p> <p>(2) <u>事務所の所在地の変更又は新設</u> 省令第1条の2第1項第10号の書面（変更前と変更後の内容が分かるもの）及び<u>事務所の平面図又は間取図</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(<u>廃業等の届出に添付する書類</u>)</p> <p>第3条の2 省令第5条の5の廃業等届出書には、<u>法第11条第1項第5号に該当する場合を除き、当該届出に係る事由を証する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>(登録に必要な実務経験)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>(<u>宅地建物取引士の登録申請書に添付する書類</u>)</p> <p>第8条の2 <u>法第18条第1項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、法第19条第1項の登録申請書に省令第14条の3第3項各号に規定する書類及び試験の合格証書の写し又は第6条に規定する合格証明書のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>試験を受験したときの氏名に変更があった場合</u> 戸籍抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(2) <u>登録申請者が未成年である場合</u> 未成年者と法定代理人との関係を証する書面</p> <p>(3) <u>登録申請者が外国人である場合</u>（省令第14条の3第3項第</p>

<p>(変更登録の手続) 第10条 [略]</p> <p>(登録の消除の申請) 第11条 法第22条第1号の申請は、<u>別記様式第5</u>による申請書によってするものとする。 (従業者の異動の届出) 第12条 宅地建物取引業者は、その従業者に異動があったときは、30日以内に、<u>別記様式第6</u>による届出書によってその旨を知事に届け出なければならない。 2 [略] (営業保証金の取りもどし公告の届出) 第13条 営業保証金規則第8条第3項の規定による届出は、<u>別記様式第7</u>による届出書によってするものとする。 (営業保証金の取りもどしに係る証明書の交付の請求等) 第14条 営業保証金規則第9条第1項及び第2項の規定による請求は、<u>別記様式第8</u>による証明願によってするものとする。</p>	<p>4号の証明書の添付ができない場合に限る。) 法第18条第1項第2号及び第3号に該当しない旨を誓約する書面 2 省令第14条の3第3項第1号の書面は、<u>別記様式第5</u>によるものとする。 (変更登録の手続) 第10条 [略] (死亡等届出書に添付する書類) 第10条の2 省令第14条の7の2の死亡等届出書には、当該届出に係る事由を証する書面を添付しなければならない。 (登録の消除の申請) 第11条 法第22条第1号の申請は、<u>別記様式第6</u>による申請書によってするものとする。 (従業者の異動の届出) 第12条 宅地建物取引業者は、その従業者に異動があったときは、30日以内に、<u>別記様式第7</u>による届出書によってその旨を知事に届け出なければならない。 2 [略] (営業保証金の取戻公告の届出) 第13条 営業保証金規則第8条第3項の規定による届出は、<u>別記様式第8</u>による届出書によってするものとする。 (営業保証金の取戻しに係る証明書の交付の請求等) 第14条 営業保証金規則第9条第1項及び第2項の規定による請求は、<u>別記様式第9</u>による証明願によってするものとする。</p>
<p>別記様式第8を別記様式第9とする。</p>	
<p>別記様式第7中「営業保証金取りもどし公告届出書」を「営業保証金取戻公告届出書」に、「取りもどし」を「取戻し」に改め、同様式を別記様式第8とする。</p>	
<p>別記様式第6を別記様式第7とし、別記様式第5を別記様式第6とし、別記様式第4の次に次の1様式を加える。</p>	

様式第 5（第 8 条の 2 関係）

許可書

1 未成年者の住所・氏名・生年月日

住所

氏名

生年月日

2 従事する営業の種類

宅地建物取引業

私は、上記未成年者の法定代理人として、上記未成年者が宅地建物取引業に従事することを許可します。

宮崎県知事 殿

年 月 日

法定代理人

住所

氏名

印

住所

氏名

印

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第25号

宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則（平成24年宮崎県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>登録建築物調査機関 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 技術的審査 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合するかどうかを確認するために、<u>登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関(当該計画に係る建築物の全部又は一部が非住宅である場合においては、指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)</u>が行う審査をいう。</p> <p>(認定申請書に添付する図書)</p> <p>第3条 省令第41条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 法第53条第1項の認定(法第55条第1項の認定を含む。)に係る申請を行う前に技術的審査を受けた場合においては、当該技術的審査を行った<u>登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する適合証</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(軽微な変更の届出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(完了の報告)</p> <p>第5条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 技術的審査 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号(法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準(以下「基準」という。)に適合するかどうかを確認するために、<u>当該計画に係る建築物の全部が住宅である場合又は建築物が住宅と非住宅である複合建築物において認定対象が住戸である場合においては登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、当該計画に係る建築物がこれら以外の場合においては登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)</u>が行う審査をいう。</p> <p>(認定申請書に添付する図書)</p> <p>第3条 省令第41条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 法第53条第1項の認定(法第55条第1項の認定を含む。)に係る申請を行う前に技術的審査を受けた場合においては、当該技術的審査において基準に適合するものとして<u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する書類</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 認定建築主は、省令第46条の2の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請しようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書交付申請書(別記様式第2号)を知事に提出するものとする。</p> <p>3 省令第46条の2の規定による証明は、認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書(別記様式第3号)により行うものとする。</p> <p>(完了の報告)</p> <p>第5条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭</p>

素建築物の新築等が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書（別記様式第 2 号）により知事に報告するものとする。

（取りやめの申出）

第 6 条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（別記様式第 3 号）に当該取りやめに係る低炭素建築物新築等計画認定通知書を添えて知事に申し出るものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 法第 54 条の認定を受ける前に当該認定に係る申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画認定申請取下げ届（別記様式第 4 号）を知事に提出するものとする。

別記

様式第 1 号（第 4 条関係）

[略]

認定低炭素建築物新築等計画の軽微な変更をしたいので、宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則第 4 条の規定により届け出ます。

[略]

素建築物の新築等が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等が完了した旨の報告書（別記様式第 4 号）により知事に報告するものとする。

（取りやめの申出）

第 6 条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（別記様式第 5 号）に当該取りやめに係る低炭素建築物新築等計画認定通知書を添えて知事に申し出るものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 法第 54 条第 1 項（法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認定を受ける前に当該認定に係る申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画認定申請取下げ届（別記様式第 6 号）を知事に提出するものとする。

別記

様式第 1 号（第 4 条関係）

[略]

認定低炭素建築物新築等計画の軽微な変更をしたいので、宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則第 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

[略]

別記様式第 4 号を別記様式第 6 号とし、別記様式第 3 号を別記様式第 5 号とし、別記様式第 2 号を別記様式第 4 号とし、別記様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

認定建築主 住所
氏名 印
電話番号

〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名〕

認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書の交付を申請したいので、宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則第 4 条第 2 項の規定により申請します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定低炭素建築物新築等計画の軽微な変更届出書の受付年月日
年 月 日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 建築主の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 申請書の大きさは A 4 サイズとすること。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書

第 年 月 日

様

西臼杵支庁長 印
土木事務所長

下記のとおり認定した低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 44 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書交付申請年月日
年 月 日

(注) この証は、大切に保存しておいてください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県低炭素建築物新築等計画の認定の事務に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

